

デジタル庁の発足に伴う行政文書ファイル等の引継ぎの過程で判明した
行政文書ファイル等の所在不明について

令和7年8月8日
デジタル庁

デジタル庁の発足に伴う関係行政機関からの行政文書ファイル等の引継ぎの過程で、一部の行政文書ファイル等（現物）が所在不明であることが判明したため、以下のとおり、事案の概要と再発防止策等について公表します。

1. 事案の概要

デジタル庁（以下「当庁」という。）においては、令和3年9月1日の当庁発足に伴い、関係行政機関との間で行政文書ファイル等の引継ぎを進めてきました。引渡しを受けた行政文書ファイル等と行政文書ファイル管理簿（以下「管理簿」という。）の突合を進めてきた結果、引渡しを受けた行政文書ファイル等のうち34件が所在不明であることが判明しました（所在不明の行政文書ファイル等の概要は別添参照）。

2. 事案の経緯

当庁においては、「デジタル庁行政文書ファイル保存要領」に基づき、引継元組織から引渡しを受けた約2,300件の行政文書ファイル等及び管理簿について、引渡しが確実に行われたかの確認を行ってきました。

この中で、

- ・ 引継元組織の文書管理者と当庁の文書管理者が1対1対応していなかったこと、
- ・ 行政文書ファイル等の現物の表示内容と管理簿の記載内容に齟齬があったこと、
- ・ 引継元組織からの管理簿の引渡しに一部遅れがあったこと、

により、引渡しを受けた行政文書ファイル等と管理簿の突合に時間を要することとなりました。

この結果、引継元組織に対しての照会が遅れ、当庁及び引継元組織が連携して所在確認をしたものの、行政文書ファイル等34件について、その所在を確認することができなかったものです。

なお、別添のとおり、所在不明の行政文書ファイル等の大半は既に保存期間が満了しているものであり、また、これまでに当該文書が存在しないことによる業務上の支障は発生していません。

3. 再発防止策

今般の事案を受け、当庁において、本年6月に公文書監理官室の人員補強を行うとともに、同7月に公文書監理官を参事官級から審議官級に引き上げる等、行政文書の管理体制を強化しました。また、令和7年度に実施予定の行政文書の管理に関する点検・監査において、当庁発足に伴い関係行政機関から引き継いだ行政文書の管理状況や組織再編が行われた部署における行政文書の管理状況について点検を行い、点検結果に基づき重点的に監査を行うこととします。さらに、令和7年度に実施予定の行政文書の管理に関する研修において、本件事案を取り上げ、組織再編時における行政文書の引継ぎの適切な実施について、職員に対して注意喚起を行うこととします。

引き続き、公文書監理官室が中心となり、行政文書の適切な管理を徹底します。

（以上）

(別添)

所在不明の行政文書ファイル等の概要

- ①デジタル庁発足までの間に既に保存期間が満了しているファイル等：11
- ②デジタル庁発足以降現在までの間に既に保存期間が満了しているファイル等：6
- ③保存期間中のファイル等：8
- ④保存期間の設定が行われていないファイル等：9※
※当該9ファイル等については、全て公文書管理法施行前に作成・取得された行政文書ファイル等であり、かつ、既に運用が終了しているシステムに係るものです。